

おくやみ手続きガイド

～ ご遺族のお手続きのご案内 ～

この度は、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた時には、保険証の返納や未支給年金、遺族年金の請求など、様々なお手続きが必要となります。その際のお手続き内容や必要なものなどをまとめておりますのでどうぞご活用ください。

なお、このガイドは粕屋町に住所があった方がお亡くなりになった場合のものです。

粕屋町役場でのお手続きについては、総合窓口課の窓口におきまして、関係窓口へご案内します。

※総合窓口課では窓口番号発券機「おくやみ手続き」のボタンをお選びください。

※粕屋町以外で死亡届を出された場合、住民票に記載されるまで1週間程度かかりますので、それ以降に来庁されることをお勧めします。

粕屋町役場 総合窓口課

☎ 092-938-0215 (直通)

粕屋町役場 (代表)

☎ 092-938-2311

◇ お手続きに関してよくある質問 ◇

Q 葬儀は終わりましたが、その後に役場で必要な手続きはありますか？

※葬儀が済んでいる場合、死亡届は提出されています。

A: 下記のお手続きが主なものになるかと思われます。

<主なもの>

健康保険：国民健康保険に加入していた人・後期高齢者医療に加入していた人は葬祭費のお手続きがあります。その他、保険料に関するお手続きが発生する場合があります。

介護保険：原則65歳以上の方が対象になります。介護サービスの利用がなくても、保険料関係のお手続きが発生します。

年金関係：年金を支給されていた人は、未支給年金請求等のお手続きが必要です。年金受給前でも、死亡一時金の請求ができる場合があります。

Q 役場での手続きを行うことができるのは誰でしょうか？

A: 役場でのお手続きは相続人代表の方が行うことになります。相続人代表者とは正式な相続が終了するまでの、あくまでも事務手続きのために代表者を設定するためのもので、下記の法定相続人の中から決めていただくものです。

第1相続人…配偶者

第2相続人…子(子がない場合は孫)

第3相続人…父母(父母がない場合は祖父母)

第4相続人…兄弟姉妹(兄弟姉妹がない場合は甥姪)

◎相続人代表の方が役場で行うお手続きとしては以下のようなものになります。

- ・役場に関する文書の受け取り
- ・まだ支給されていない療養費、給付金等の受け取り
- ・保険料や税金などの精算(還付金の受け取り、残金の支払い) 等

※土地・家屋などの登記の名義変更は法務局でのお手続きが必要になりますので、ご注意ください。

★次のページのチェックリストでご確認のうえ、お手続きください。

目次・チェックリスト

	亡くなられた方についてのご確認	該当 ☑	主な手続き	参照 ページ	役場での 受付窓口
住民票等	世帯主である	<input type="checkbox"/>	新世帯主の確認	P1のA	総合窓口課 総合窓口係
	印鑑登録をしている	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証の破棄	P1のB	
	マイナンバーカードを持っている	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの返納	P1のC	
	法定相続情報証明制度について			P2	
国民健康保険	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	国民健康保険被保険者証の返還 及び世帯主の変更	P3のA	総合窓口課 国保年金係
	または国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主である	<input type="checkbox"/>	国民健康保険葬祭費の支給	P3のB	
		<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の還付または納付	P3のC	
後期高齢者医療	後期高齢者医療に加入している	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療被保険者証の返還	P4のA	総合窓口課 後期高齢者 医療係
		<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療葬祭費の支給	P4のB	
		<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険料の還付または納付	P4のC	
年金	年金に加入している	<input type="checkbox"/>	年金の手続き（遺族年金・寡婦年金・死亡一時金の請求）	P5のA	総合窓口課 国保年金係
	国民年金もしくは厚生年金を受給している（生計同一の親族あり）	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求	P5のB	
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている（認定申請中を含む） ※介護認定申請中の方以外は総合窓口課でお手続きできます。	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証の返還	P6のA	介護福祉課 介護保険係
		<input type="checkbox"/>	介護保険料の還付または納付	P6のB	
障がい	障害者手帳を持っている	<input type="checkbox"/>	障害者手帳の返還 （身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳）	P6のC	介護福祉課 障害者福祉係
	重度障がい者医療証を持っている	<input type="checkbox"/>	重度障がい者医療証の返還	P6のD	総合窓口課 国保年金係
住民税ほか税	住民税が課税されている	<input type="checkbox"/>	相続人代表者の届出	P7のA	税務課
	125cc以下のバイク・小型特殊自動車を持っている	<input type="checkbox"/>	125cc以下のバイク・小型特殊自動車の 廃車や名義変更	P7のB	
	固定資産税が課税されている	<input type="checkbox"/>	相続人代表者の届出	P7のC	
	次代につなぎ未来につなぎ相続登記			P8	
児童に関する手続き等に	児童手当の支給対象児または受給者である	<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者変更	P9のA	総合窓口課 総合窓口係
	児童扶養手当の支給対象児または受給者である	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当についてのお手続き	P9のB	
	特別児童手当等を受給している	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当についてのお手続き	P9のC	
	子ども医療証・ひとり親家庭等医療証を持っている	<input type="checkbox"/>	子ども医療証・ひとり親家庭等医療証の返還	P9のD	総合窓口課 国保年金係
町営下水道等	上下水道の使用者である	<input type="checkbox"/>	契約名義人変更等のお手続き	P10のA	上下水道課 管理係
	町営住宅に入居している	<input type="checkbox"/>	契約者変更等のお手続き	P10のB	介護福祉課 社会福祉係
	犬の飼い主として登録している	<input type="checkbox"/>	飼い主変更のお手続き	P10のC	道路環境整備課 環境衛生係
その他役場以外でのお手続き				P10下段	
委任状用紙 / 郵送による戸籍謄抄本等交付申請書				P11～	

※上記は役場で行う代表的なものとなります。

A 世帯主変更

手続きの説明

亡くなられた方が世帯主で、世帯主以外に2人以上世帯員がいらっしゃる場合は、世帯主を配偶者、親等の近い方の順で自動的に変更していますので、お問い合わせください。

お持ちいただくもの

- ・届出人の本人確認書類

受付窓口

総合窓口課 総合窓口係

問合せ 総合窓口課 総合窓口係
☎ 092-938-0215

B 印鑑登録証の破棄

手続きの説明

死亡届が出されて住民票が削除されると、印鑑登録も自動的に廃止になります。印鑑登録証はハサミで裁断し破棄してください。

申請書等

なし

問合せ 総合窓口課 総合窓口係
☎ 092-938-0215

C マイナンバーカードの返納

手続きの説明

返納義務はありません。亡くなられた方の生命保険の手続き等でマイナンバーが必要になる場合がありますので、返納される場合は手続きが終了した後に窓口へお持ちください。

申請書等

マイナンバーカードの返納届

お持ちいただくもの

- ・故人のマイナンバーカード

受付窓口

総合窓口課 総合窓口係

期限

なし

問合せ 総合窓口課 総合窓口係
☎ 092-938-0215

戸籍とは

戸籍とは、夫婦及び氏を同じくする子を一つの単位とし、個人の出生、婚姻、養子縁組、死亡などの身分上の重要な事項を記録し公証するものです。戸籍のある場所を本籍といいます。

戸籍謄本等は、身分関係や親族関係の証明書類として、各種手続きに利用されています。

※相続手続きの場合、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本等の提出を求められることがあります。

※金融機関等では法定相続情報証明制度（P2参照）を活用した法定及び法定相続情報一覧図の写しの提出で手続きできる場合もあります。

お手続きの際には、故人やご遺族を証明する住民票の写しや戸籍謄本等が必要となる場合があります。住民票の写しは、住所地の市町村で、**戸籍謄本等は本籍地での発行となります。**

※請求できる方の範囲が決まっています。代理人による請求は委任状が必要です。

（委任状 P11参照）

※遠隔地等に戸籍がある場合は、郵送請求が可能です。（戸籍郵送請求用紙 P12参照）

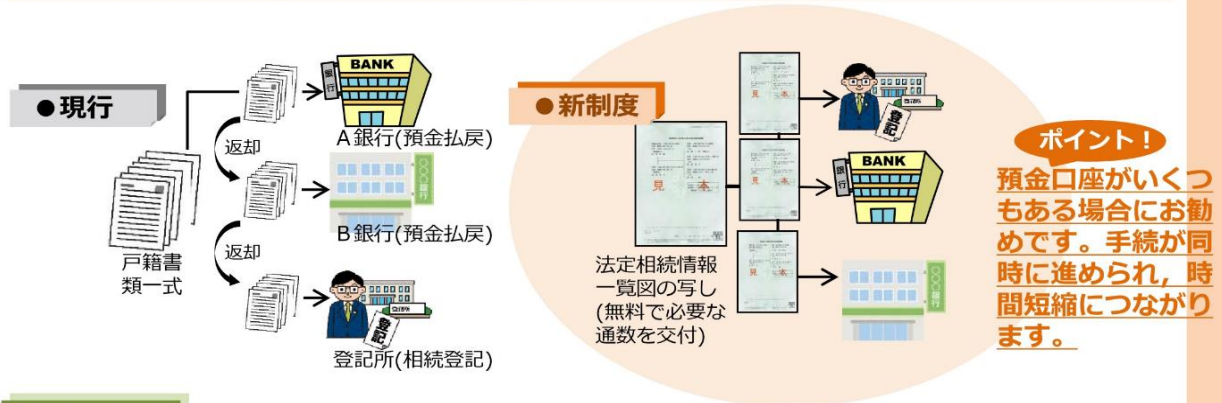
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

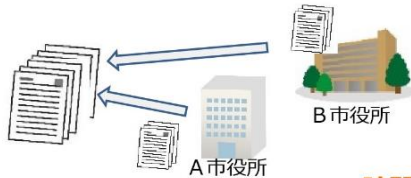
※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



制度の概要

① 申出
(法定相続人又は代理人)

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1、①-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント!

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。

② 確認・交付
(登記所)

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

福岡法務局

A 国民健康保険 被保険者証の返還及び 世帯主の変更

手続きの説明

国民健康保険にご加入の方が亡くなられた場合は、被保険者証等をご返還ください。

亡くなられた方が世帯主の場合はご家族の被保険者証が必要ですので、これまでお使いの被保険者証をお持ちのうえ、窓口にお越しください。

申請書等

総合窓口届出（申請）書

お持ちいただくもの

- ・これまでお使いの被保険者証
- ・限度額認定証（お持ちの方のみ）
- ・窓口に来られる方の顔写真付き本人確認書類
- ・委任状（同一世帯員以外の方が届出する場合）

受付窓口

総合窓口課 国保年金係

問合せ 総合窓口課 国保年金係
☎ 092-938-0215

B 国民健康保険 葬祭費の支給

手続きの説明

国民健康保険にご加入の方が亡くなられた場合は、葬儀を行った方に葬祭費（3万円）が支給されます。

申請書等

国民健康保険葬祭費支給申請書

お持ちいただくもの

- ・葬儀を行ったことがわかる領収書、会葬御礼（喪主と故人の氏名が書かれたもの）
- ・故人の被保険者証
- ・葬儀を行った方の口座が分かるもの
- ・窓口に来られる方の本人確認書類

受付窓口

総合窓口課 国保年金係

期限

葬儀を執り行った日の翌日から2年以内

問合せ 総合窓口課 国保年金係
☎ 092-938-0215

C 国民健康保険税の 還付または納付

手続きの説明

亡くなられた方が、国民健康保険加入世帯の世帯主で、保険税が還付や未納となる場合は、相続人の方に受領の手続き、または納付義務が生じます。詳細はお問い合わせください。

申請書等

相続人代表者指定届兼口座指定届

お持ちいただくもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・別世帯であれば、相続人であることが分かるもの（戸籍謄本など）
- ・相続人の口座が分かる書類
- ・相続人、届出人の印鑑

受付窓口

総合窓口課 国保年金係

問合せ 総合窓口課 国保年金係
☎ 092-938-0215

A 後期高齢者医療 被保険者証の返還

手続きの説明

後期高齢者医療にご加入の方が亡くなられた場合は、被保険者証等をご返還ください。

申請書等

なし

お持ちいただくもの

・故人の被保険者証

受付窓口

総合窓口課 後期高齢者医療係

期限

各種手続きにおける被保険者証のご使用が終了し、不要となりましたらご返還ください。葬祭費の申請と一緒にご返還いただいても結構です。

問合せ 総合窓口課 後期高齢者医療係
☎ 092-938-0215

B 後期高齢者医療 葬祭費の支給

手続きの説明

後期高齢者医療にご加入の方が亡くなられた場合は、葬儀を行った方に葬祭費（3万円）が支給されます。

申請書等

後期高齢者医療葬祭費支給申請書・請求書

お持ちいただくもの

- ・葬儀を行ったことがわかる領収書、会葬御礼（喪主と故人の氏名が書かれたもの）
- ・故人の被保険者証
- ・印鑑
- ・葬儀を行った方の口座が分かるもの
- ・窓口に来られる方の本人確認書類

受付窓口

総合窓口課 後期高齢者医療係

期限

葬儀を執り行った日の翌日から2年以内

問合せ 総合窓口課 後期高齢者医療係
☎ 092-938-0215

C 後期高齢者医療 保険料の還付または納付

手続きの説明

亡くなられた方が、後期高齢者医療加入で、保険料の還付や未納が生じる場合は、相続人の方に受領の手続き、または納付義務が生じます。詳細はお問い合わせください。

申請書等

相続人代表者指定届兼口座指定届

お持ちいただくもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・別世帯であれば、相続人であることが分かるもの（戸籍謄本など）
- ・相続人の口座が分かる書類
- ・相続人、届出人の印鑑

受付窓口

総合窓口課 後期高齢者医療係

問合せ 総合窓口課 後期高齢者医療係
☎ 092-938-0215

年金の手続き

A (遺族年金・寡婦年金・死亡一時金の請求)

手続きの説明

亡くなられた方の要件やご遺族の要件により、遺族年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。お亡くなりになった方が死亡日に加入している年金制度の違いにより、請求の手続き先が異なります。厚生年金や3号が含まれる方の手続きは、年金事務所が窓口です。

お近くの年金事務所、又は役場の国保年金係へお問い合わせください。

申請書等

- ・年金請求書
- ・死亡一時金請求書

お持ちいただくもの

請求内容により異なります。必要書類下記参照★

受付窓口

総合窓口課 国保年金係
東福岡年金事務所（予約制）

問合せ 総合窓口課 国保年金係
☎ 092-938-0215
東福岡年金事務所
☎ 092-651-7967
(予約) 0570-05-1165

★東福岡年金事務所 ☎ 092-651-7967
〒812-8657 福岡市東区馬出3丁目12番32号
西鉄バス 「浜松町停留所」徒歩1分
市営地下鉄「箱崎宮前駅下車」徒歩15分
🚗 駐車場有 第1駐車場10台、第2駐車場7台

B 未支給年金の請求

手続きの説明

年金を受けている方が亡くなられたときにまだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振込された年金のうち、亡くなられた月分までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。

★未支給年金が受け取れるご遺族

年金を受けていた方がお亡くなりになった当時、その方と生計を同じくしていた

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹 ⑦その他①～⑥以外の3親等内の親族
未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです。

申請書等

- ・未支給年金・未支給給付金請求書

お持ちいただくもの

請求内容により異なります。必要書類下記参照

受付窓口

- ・老齢基礎年金・厚生年金関係
東福岡年金事務所（予約制）
またはご遺族のお住いの住所地の年金事務所
- ・遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金のみ
総合窓口課 国保年金係
またはご遺族のお住いの住所地の年金事務所

問合せ 総合窓口課 国保年金係
☎ 092-938-0215
東福岡年金事務所
☎ 092-651-7967
(予約) 0570-05-1165

★必要書類

(遺族年金、未支給請求、死亡一時金)

請求する方がマイナンバーカードを持っている場合

- 戸籍謄本（亡くなられた方と請求する方の関係がわかる証明書）
- 請求する方のマイナンバーカード
- 請求する方名義の通帳またはキャッシュカード
- 請求する方の印鑑（認印）
- 亡くなられた方の年金証書
- 生計同一申立書（別居の場合）
- 配偶者の年金証書（遺族年金）
- 死亡診断書の写し（遺族年金）

請求する方がマイナンバーカードを持っていない場合

- 戸籍謄本（亡くなられた方と請求する方の関係がわかる証明書）
- 請求する方の住民票謄本
- 亡くなられた方の住民票除票
- 請求する方名義の通帳またはキャッシュカード
- 請求する方の印鑑（認印）
- 亡くなられた方の年金証書
- 生計同一申立書（別居の場合）
- 配偶者の年金証書（遺族年金）
- 死亡診断書の写し（遺族年金）
- 配偶者の所得証明書（遺族年金）

A 介護保険 被保険者証の返還

手続きの説明

介護保険被保険者証、負担割合証（お持ちの方のみ）負担限度額認定証（お持ちの方のみ）、ご返還ください。

申請書等
なし

お持ちいただくもの

- ・故人の被保険者証
- ・負担割合証（お持ちの方のみ）
- ・負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

受付窓口

介護福祉課 介護保険係
※国民健康保険や後期高齢者医療に加入の方は
総合窓口課で一緒に受付いたします。

期限

各種手続きにおける被保険者証のご使用が終了し、不要となりましたらご返還ください。

問合せ 介護福祉課 介護保険係
☎ 092-938-0229

B 介護保険料の 還付または納付

手続きの説明

介護保険第1号被保険者（65歳以上）が亡くなられ、保険料の還付や未納が生じた場合は、相続人の方に受領の手続き、または納付義務が生じます。相続人代表者指定届兼口座指定届をお出しください。

申請書等
なし

お持ちいただくもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・還付先口座が確認できる書類（通帳など）

受付窓口

介護福祉課 介護保険係
※国民健康保険や後期高齢者医療に加入の方は
総合窓口課で一緒に受付いたします。

問合せ 介護福祉課 介護保険係
☎ 092-938-0229

障がいのある方のお手続き

C 障害者手帳の返還

手続きの説明

障害者手帳をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、手帳をご返還ください。

申請書等
返還届

お持ちいただくもの

- ・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

受付窓口

介護福祉課 障害者福祉係

期限

死亡に関する各種手続きが終了したのち、ご返還ください。

問合せ 介護福祉課 障害者福祉係
☎ 092-938-0229

D 重度障がい者医療証の 返還

手続きの説明

重度障がい者医療証をお持ちの方が亡くなられた場合、医療証をご返還ください。

お持ちいただくもの

- ・重度障がい者医療証（お持ちの方のみ）

受付窓口

総合窓口課 国保年金係

期限

死亡に関する各種手続きが終了したのち、ご返還ください。

問合せ 総合窓口課 国保年金係
☎ 092-938-0215

A 住民税について

手続きの説明

住民税は、1月1日に住民登録がある方に課税されます。そのため1月2日以降に亡くなられた場合であっても、住民税が課税されます。

お亡くなりになった方に住民税が課税されている場合、相続人の方に納付義務が生じます。

必要な手続き

- ・相続人代表者指定届出書の提出

お持ちいただくもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・印鑑

受付窓口

税務課 住民税係

問合せ 税務課 住民税係
☎ 092-938-0237

B 125cc以下のバイク・小型特殊自動車について

手続きの説明

125cc以下のバイク・小型特殊自動車の納税義務者の方が亡くなられた場合には、ナンバープレート返納または名義変更が必要になります。

また、4月1日時点で登録が残った状態であれば、その年度の軽自動車税が課税されます。

必要な手続き

- ・相続人代表者指定届出書の提出
 - ・ナンバープレート返納手続き
- ※継続して対象車両を使用する場合
- ・新しいナンバープレートの交付手続き

お持ちいただくもの

- ・ナンバープレート
- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・印鑑

※手続きにより必要なもの、必要な手続きが異なります。下記問合せ先へお問い合わせください。

受付窓口

税務課 住民税係

問合せ 税務課 住民税係
☎ 092-938-0237

C 固定資産税について

手続きの説明

固定資産税は、1月1日に土地・家屋・償却資産を所有されている方に課税されます。

亡くなられた方に固定資産税が課税されている場合、相続人の方に納付義務が生じます。

必要な手続き

- ・相続人代表者指定届出書の提出

※相続登記は、法務局で別途お手続きください。

お持ちいただくもの

- ・窓口に来られる方の本人確認書類
- ・印鑑

受付窓口

税務課 固定資産税係

問合せ 税務課 固定資産税係
☎ 092-938-0237

土地・家屋の相続登記

土地や家屋などの固定資産を所有する方が死亡した場合は、法務局で相続登記（所有者を変更する手続き）が必要です。

※P8 参照

粕屋町を管轄する福岡法務局粕屋出張所では、予約制で登記相談窓口がありますのでご利用ください。

福岡法務局粕屋出張所

☎ 092-938-2258

次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記



すぐに相続登記をした場合の**メリット**

不動産についての権利関係が明確になり、相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続をすることができますし、担保に入れて住宅ローンを組むことができます。



相続登記をしないで放っておいた場合の**デメリット**

相続が2回以上発生してしまうと

- 誰が相続人となるのか調査に時間がかかる
- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる

相続の手続に時間がかかると

- 相続した不動産をすぐ売ることができない
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない
- 適正な管理が困難になる

不動産の管理が困難になると

- 不動産が適正に管理されなくなると、様々な社会問題が発生

地域の活性化

安全・安心なくらし

未来につなぐ

産業の推進



相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!

司法書士の業務

代理人となって、登記申請書を作成し、法務局に提出することができます。



土地家屋調査士の業務

土地や建物の現況を調査し、登記申請書を作成し、法務局に提出することができます。

司法書士に依頼すると、相続手続がスムーズ！

戸籍等により法定相続人を確認
相続関係説明図や遺産分割協議書等の書類を作成
相続登記に必要な書類を収集
登記申請書を作成し法務局に提出 etc

土地家屋調査士に依頼すると、現況が明確に！

相続した土地の境界を確認
未登記建物の調査・測量し、図面を作成
現存しない建物の滅失登記
登記申請書を作成し法務局に提出 etc

相続に関する登記についてのご相談は

福岡県司法書士会
092-722-4131

福岡法務局
092-721-4570

福岡県土地家屋調査士会
092-741-5780

福岡法務局 民事行政調査官室

A 児童手当の受給者変更

手続きの説明

受給者変更、未支払児童手当請求の手続きが必要です。

申請書等

- ・児童手当・特例給付認定（額改定）請求書
- ・未支払児童手当・特例給付請求書

お持ちいただくもの

- ・今後受給者となる方（以下、請求者）の健康保険証
- ・請求者名義の口座が確認できるもの
- ・児童名義の口座が確認できるもの（未支払の手当がある場合）
- ・請求者のマイナンバー確認書類

受付窓口

総合窓口課 総合窓口係

期限

お亡くなりになった日の翌日から15日以内

問合せ 総合窓口課 総合窓口係
☎ 092-938-0215

B 児童扶養手当について

手続きの説明

1. 今まで児童扶養手当を受給していた方
 - (1) 受給している保護者が亡くなった場合
 - (2) 受給対象児童が亡くなった場合

※(1)(2)ともに状況によって手続き内容が異なりますので、お問い合わせください。

2. 今まで児童扶養手当を受給していない方

18歳以下の児童の父または母が亡くなった場合、児童扶養手当が受給できる場合があります。受給要件については個別に状況を確認させていただいてからの判断となりますので、お問い合わせください。

受付窓口

総合窓口課 総合窓口係

問合せ 総合窓口課 総合窓口係
☎ 092-938-0215

C 特別児童扶養手当について

手続きの説明

- (1) 受給している保護者が亡くなった場合
- (2) 受給対象児童が亡くなった場合

※(1)(2)ともに状況によって異なりますので、お問い合わせください。

受付窓口

総合窓口課 総合窓口係

問合せ 総合窓口課 総合窓口係
☎ 092-938-0215

D 子ども医療証・ひとり親家庭等医療証の返還

手続きの説明

子ども医療証・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方が亡くなった場合、医療証をご返還ください。

お持ちいただくもの

- ・子ども医療証（お持ちの方のみ）
- ・ひとり親家庭等医療証（お持ちの方のみ）

受付窓口

総合窓口課 国保年金係

期限

死亡に関する各種手続きが終了したのち、ご返還ください。

問合せ 総合窓口課 国保年金係
☎ 092-938-0215

A 上下水道

手続きの説明

亡くなられた方が下記のいずれかに該当する場合は、変更のお手続きが必要です。

- 契約名義人（水道、下水道契約者）
- 支払い口座の名義人
- 給水装置所有者
- （井戸水をご使用の場合）使用人員

受付窓口

上下水道課 管理係

問合せ 上下水道課 管理係
☎ 092-938-0239

B 町営住宅

手続きの説明

亡くなられた方が町営住宅にお住いの場合は、契約者変更や退去等のお手続きが必要になります。詳細は下記までお尋ねください。

受付窓口

介護福祉課 社会福祉係

問合せ 介護福祉課 社会福祉係
☎ 092-938-0229

C 飼い犬

手続きの説明

亡くなられた方が犬を飼っていた場合は、飼い主変更のお手続きが必要です。

申請書等

- ・犬の登録事項変更届

お持ちいただくもの

- ・犬の登録番号
(犬の鑑札に記載されている番号)

受付窓口

道路環境整備課 環境衛生係

問合せ 道路環境整備課 環境衛生係
☎ 092-938-0198

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

死亡に関して生じる手続きと必要なもの（役場以外でのお手続き）

亡くなられた方について	主な手続き	問合せ先	☎
恩給を受給している	未支給金の請求お手続き	総務省恩給局恩給相談窓口	03-5273-1400
普通自動車・125ccを超えるバイクを持っている	名義変更や廃車のお手続き	九州運輸局 福岡陸運支局 (福岡市東区千早)	050-5540-2078
軽自動車・軽四輪を持っている	名義変更や廃車のお手続き	軽自動車検査協会 福岡主幹事務所 (福岡市東区箱崎心頭)	050-3816-1750

すべての項目を、必ず委任者が直筆で記入してください。

※鉛筆や消せるボールペンでは記入しないでください。

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、下記事項について所定の権限を委任します。

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

【委任事項】 (該当する番号に○をつけてください。)

1. 住民票の取得に関する事
2. 戸籍の取得に関する事
3. 世帯主変更に関する事

(変更に伴う国保、後期、年金、介護の手続きを含む)

4. 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の手続きに関する事
5. 国民年金の手続きに関する事
6. その他 ()

粕 屋 町 長 様

令和 年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日

電話番号 _____

[注意事項]

- 1 代理人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)をお持ちください。
- 2 窓口で記入したものは、受付致しません。
- 3 委任状を偽造して証明書を取得した場合には、私文書偽造等の罰則が科せられます。

※ 私文書偽造等罪(刑法第159条)・・・3年以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
偽造私文書等行使罪(刑法第161条)・・・3年以上5年以下の懲役、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

※鉛筆や消せるボールペンでの記入はしないでください。

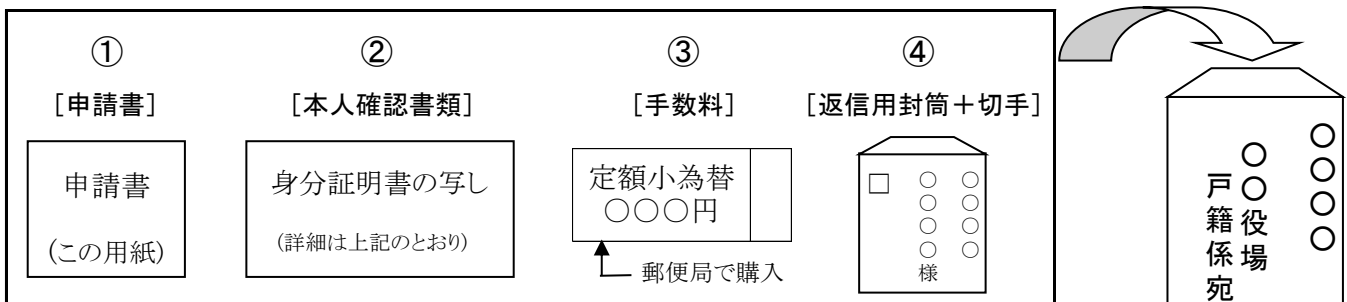
《郵送による戸籍謄・抄本等交付申請書》

請求者 (あなたの)	住所			
	氏名	〒	生年月日	年 月 日
	昼間連絡のつく電話番号	()		
どなたのが 必要ですか	本籍			
	筆頭者の氏名		生年月日	年 月 日
	一部の場合 (必要な人の氏名)		生年月日	年 月 日
上記の方と請求者との関係 (上記の方から見ての関係)		本人 祖父母	同一戸籍の人 孫	子 父母 その他()
使用目的	具体的に書いてください			
なにが何通 必要ですか	戸籍謄本	通	一通	450円
	戸籍抄本 (一部の人がついています)	通	一通	450円
	除籍・改製原戸籍謄本	通	一通	750円
	除籍・改製原戸籍抄本 (一部の人がついています)	通	一通	750円
	戸籍の附票謄本	通	一通	市区町村に よって 異なります。
	戸籍の附票抄本 (一部の人がついています)	通		
	身分証明書	通		

※この用紙のほかに、次のものを同封して郵送してください。

- ・**本人確認書類** (現住所が記載されている運転免許証等、現在有効な公的機関が発行している写真の身分証明書の写し。
お持ちでない方は健康保険証、年金手帳等の複数の写し。)
- ・**手数料** (郵便局発行の定額小為替) ・**返信用封筒** (住所・宛名を書いて、切手を貼ったもの)
- ・**疎明資料** (請求者が同一戸籍、直系尊属又は卑属以外の第三者の場合は請求理由を疎明する資料が必要となります。
詳しくは前もって請求先へご確認ください。)

【申請書の送り方】



※ 返送先については、現在住民登録をしているところ(住民票・本人確認資料に記載されているところ)になりますので、お間違のないようお願いいたします。

※ 申請書に記載されている本籍地、筆頭者に該当するものしか交付できません。